



事務連絡  
令和3年9月9日

独立行政法人労働者健康安全機構  
三重産業保健総合支援センター 所長 殿



三重労働局労働基準部  
健康安全課

放射線業務従事者等の健康管理等の徹底について

平素より厚生労働行政に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、労働安全衛生法及び電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号。以下「電離則」という。）において、電離放射線健康診断の実施等、放射線業務従事者の健康管理に係る措置を講じることが事業者に義務付けられています。併せて、電離則第58条では、電離放射線健康診断結果報告書を所轄の労働基準監督署長に提出することが義務付けられておりますが、一部の病院又は診療所では、電離放射線健康診断結果報告書の提出が徹底されていないことが懸念されます。

このため、別添のリーフレットを配布する等により、貴傘下の関係医療機関および関係団体等に対し、当該報告の義務を周知いただきますようご協力をお願いします。

また、放射線業務従事者等に係る健康管理の推進を図る観点から、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第30号）第30条の18第2項及び電離則第8条に基づく対象者に係る線量の適切な測定が引き続き重要となりますので、併せて周知いただきますようお願いいたします。